

結婚式場運営事業者に対する差止請求訴訟

適格消費者団体 認定 NPO 法人ひょうご消費者ネット

1 当団体について

当団体は、事業者の不当な行為から不特定多数の消費者の利益を守るために消費者に代わって裁判を起こすことを認められた「適格消費者団体」です。

2 差止訴訟の提起

当団体は、令和5年7月26日、神戸市内にある結婚式場「ザ マーカスクエア神戸」を含む多数の結婚式場を運営する株式会社ポジティブドリームパーソンズに対し、同社の結婚式及び披露宴利用規約の解約料条項（以下、「本件解約料条項」という）の差止等を求めて神戸地方裁判所に訴訟を提起しました。

3 本件解約条項の問題点

結婚式（挙式及び披露宴）は、新郎新婦にとって一生に一度の大事なイベントであることから、希望の式場及び日時を確保するために1年前や1年半前から契約することがよくあります。

結婚式場を契約する際には一定額の申込金（「予約金」や「手付金」といった名称の場合もあります）を支払うのが一般的ですが、同社の運営する式場では、消費者が契約時に支払った申込金20万円について、結婚式当日の181日前までに解約した場合には一律に申込金全額及び実費を解約料として申し受ける旨規定されています。

そのため、解約したのが結婚式等の半年以上前でも（1年以上前や1年6か月以上前であっても）一切返金を受けられないこととなります。

4 本件被害の実態

本件解約条項については、すでに平成23年11月9日、全国消費生活相談員協会が同社に対して使用停止を求める申入れを行い、同社がこれに応じて不当条項の削除や改定を行うとしたことから、平成24年10月10日に全相協は申入れを終了したという経緯がありました。

しかし、平成24年以降も、全国の消費生活センターには286件の相談が寄せられており、消費者が結婚式の1年6个月前に解約申入れしたにもかかわらず同社が解約金を一切返金せず、その後消費生活センターのあっせん及び国民生活センターのADR手続にも応じなかった事案もありました。

当団体にも、消費者から「ザ マーカスクエア神戸」を予定日の1年以上前に解約したにもかかわらず申込金を一切返金してもらえないという相談がありました。

5 相手方に請求した事由

当団体は、挙式及び披露宴の181日前までの解約については一律に申込金20万円全額及び実費を解約料として申し受けるとする同社の本件解約料条項の差止め等を求めて提訴しました。

